

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 25 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、これまで大きな感染が見られなかった地域でも新たに感染拡大の動きが見られるなど全国的な感染拡大も懸念されるところです。また、新規感染者のうち高齢者の数も多くなっており、これに伴う入院者、重症者の増加により、医療提供体制や公衆衛生体制への負荷も増大している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、これまでも「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和 2 年 11 月 19 日付け事務連絡¹）及び「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）」（令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡²）などにより、入所者や従事者に対する積極的な検査の実施をお願いしているところですが、高齢者施設等での集団感染も依然として多数発生していることを踏まえ、下記のとおり、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

¹ 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）（令和 2 年 11 月 19 日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

² クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）（令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000697084.pdf>

記

1. 高齢者施設等に対する検査の実施状況と引き続きの徹底について

上記 11 月 19 日付け及び 20 日付けの事務連絡に関連して、陽性者が発生した高齢者施設等での入所者・従事者全員への原則検査や、クラスターが複数発生している地域における高齢者施設、医療機関等への積極的な検査について実施状況（12 月 3 日まで）の報告をいただいたところです。

<参考> 高齢者施設等に対する検査実施状況の結果

11/19、11/20 の事務連絡発出後から 12/3 までの 2 週間程度の実施状況を把握

- ・ 陽性者が発生した高齢者施設等で入所者・従事者全員に原則として検査を実施（214 施設）
- ・ クラスターが複数発生している地域において、219 の高齢者施設・医療機関等、281 の飲食店等で検査を実施。

上記事務連絡の趣旨に沿って、高齢者施設等への重点的な検査に取り組んでいただいていると考えておりますが、他方で、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であることから、引き続き、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等に対する検査について、対応の再徹底をお願いいたします。

- ・ 高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査が速やかに実施されるよう、取組の徹底を図ること。（11 月 19 日付け事務連絡関係）
- ・ 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしており（9 月 15 日付け事務連絡³、

³ 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>

11月16日付け事務連絡⁴)、特に直近1週間で中規模以上のクラスターが複数発生している地域では、11月20日付け事務連絡で示した優先順位も踏まえて、高齢者施設等に積極的な検査を実施することについて、取組の徹底を図ること。(11月20日付け事務連絡関係)

2. 検査の体制の確保等

- ① 高齢者施設等の入所者・従事者で発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する方に対する検査や、陽性者が発生した時の当該施設の入所者等への検査が速やかに受けられるよう、また、感染者が多数発生している地域等での積極的な検査が受けられるよう、体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

体制の整備に当たっては、発熱等の場合に受診する診療・検査医療機関の体制整備のほか、衛生部局と福祉部局が連携し、例えば、各高齢者施設等の配置医師や、同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設が平時に連携している医療機関の協力及び民間の登録衛生検査所の協力を得て、検体採取・検査分析を実施できるようあらかじめ調整を行っておくことや、施設等への出張方式での検体採取の実施等も含め、保健所の逼迫を極力回避するため外部委託の最大限の活用をご検討下さい。(参考：8月7日付け事務連絡⁵)

- ② 季節性インフルエンザについては、直近(51週：12月14日～20日)では全国約5000の定点医療機関からの合計報告数は70件となっており、昨シーズンの同時期と比べて1000分の1以下と、依然として低い水準となっています。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域においては、発熱患者等が医療機関を受診した際に、他の疾患の疑いが強い場合を除き、積極的にCOVID-19の検査を実施するよう、あらためて診療・検査医療機関への周知をお願いいたします。(「季節性イ

⁴ 医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(令和2年11月16日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>

⁵ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について(令和2年8月7日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658370.pdf>

ンフルエンザと COVID-19 の検査体制について」(11 月 20 日付け事務連絡)⁶関係)

また、発熱患者等から COVID-19 の検査について、受診・相談センターや保健所に相談があった場合にも、上記の感染状況を踏まえ、必要な COVID-19 の検査が速やかに受けられるよう、調整を行っていただくようお願いいたします。

3. 感染防止対策の徹底、感染発生時の感染管理の徹底等

高齢者施設等への対応については、上記の検査の徹底のほか、感染の発生防止や、感染発生時の早期収束のための感染管理等も併せて重要です。

このため、厚生労働省においても、

- ・ 感染発生防止のため、感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止対策等の再徹底⁷や、感染管理認定看護師等の派遣による感染対策についての実地研修の実施⁸、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における感染対策に必要な物品購入支援等の引き続きの実施
- ・ 感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底や感染症対応力向上のため、専門家派遣等による感染管理等の関連支援についての再周知⁹、感染発生時の職員不足に対応するための高齢者施設等間の応援体制構築の促進、新型コロナウイルス感染症 BCP の策定支援ガイドラインの作成・周知¹⁰などを行っているところです。

これらも踏まえつつ、都道府県等におかれては、衛生部局と福祉部局が連携し、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染の予防、早期

⁶ 季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について (令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697220.pdf>

⁷ 高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について (令和 2 年 11 月 24 日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛)) <https://www.mhlw.go.jp/content/000709355.pdf>

⁸ 介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について (その 3) (令和 2 年 12 月 14 日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf>

⁹ 感染拡大に伴う入院の患者増加に対応するための医療提供体制確保について (令和 2 年 12 月 25 日付け事務連絡)

¹⁰ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

発見・対応、発生時の早期収束に向けた感染管理等が着実に行われるよう、取組の推進をお願いいたします。

なお、陽性者が出た場合の取扱いについては、濃厚接触者に該当しない介護従事者に対して、幅広く検査を実施する場合、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、検査対象者は、濃厚接触者として取り扱うこととはしないこと（14 日間の健康観察の対象とはしない）、この場合、検査対象者は、健康観察の対象外であり、引き続き、従事可能であること等を示しておりますのでご参考下さい。（12 月 8 日付け事務連絡¹¹）

¹¹ 医療機関、高齢者施設等の検査について（令和 2 年 12 月 8 日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000703307.pdf>